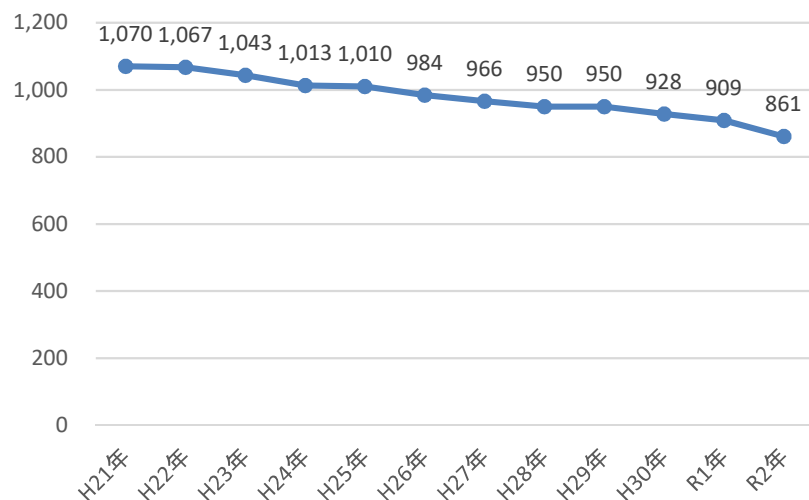


身体障害者補助犬の現状と 訓練基準の主な論点について

身体障害者補助犬実働頭数の推移

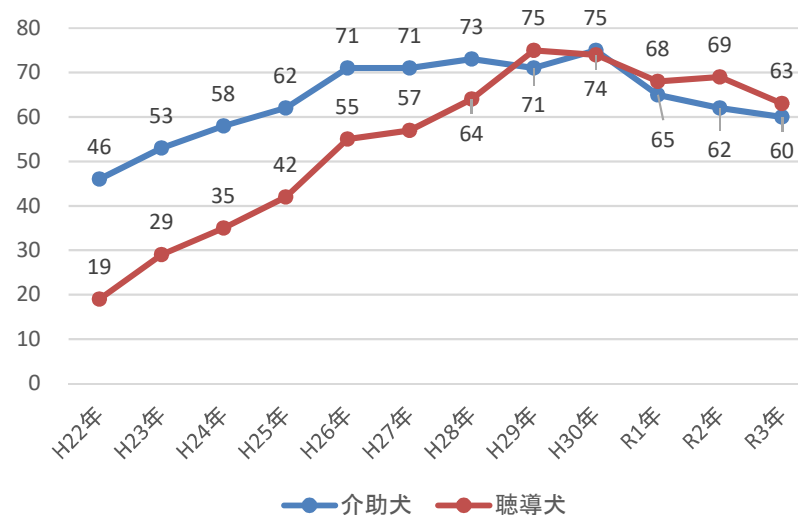
盲導犬

(頭数)



介助犬・聴導犬

(頭数)



社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会自立支援部会盲導犬委員会による年次報告書(毎年度4月末付け)より抜粋(各年度3月末時点のデータ)

指定法人から厚生労働省へ報告があったもの(各年度4月1日時点のデータ)

指定法人数・訓練事業者数

指定法人

厚生労働省

- 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人
 - ・ 介助犬 7 法人
 - ・ 聴導犬 6 法人

国家公安委員会

- 道路交通法施行令に基づく盲導犬訓練施設 1 1 法人

訓練事業者

都道府県

- 介助犬訓練事業関係 24 事業者
- 聴導犬訓練事業関係 19 事業者
 - ・ 動物愛護法に基づく第二種動物取扱業
 - ・ 社会福祉法に基づく社会参加支援施設（第二種社会福祉事業）

身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人

介助犬

名 称	郵便番号	主たる事務所の所在地	電話番号	指定の日
(社福)横浜市リハビリテーション事業団	222-0035	神奈川県横浜市港北区烏山町1770	045-473-0666	H15.6.30
(社福)兵庫県社会福祉事業団	651-2134	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	H15.9.30
(社福)日本聴導犬協会	399-4301	長野県上伊那郡宮田村7030-1	0265-85-4615	H16.1.22
(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	467-8622	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2	052-835-3811	H16.7.21
(社福)日本介助犬福祉協会	294-0221	千葉県館山市布沼1210-122	0470-28-5662	H18.3.29
(社福)千葉県身体障害者福祉事業団	266-0005	千葉県千葉市緑区誉田町1丁目45番2	043-291-1831	H19.9.7
(公財)日本補助犬協会	241-0811	神奈川県横浜市旭区矢指町1954番地の1	045-951-9221	H22.9.1

聴導犬

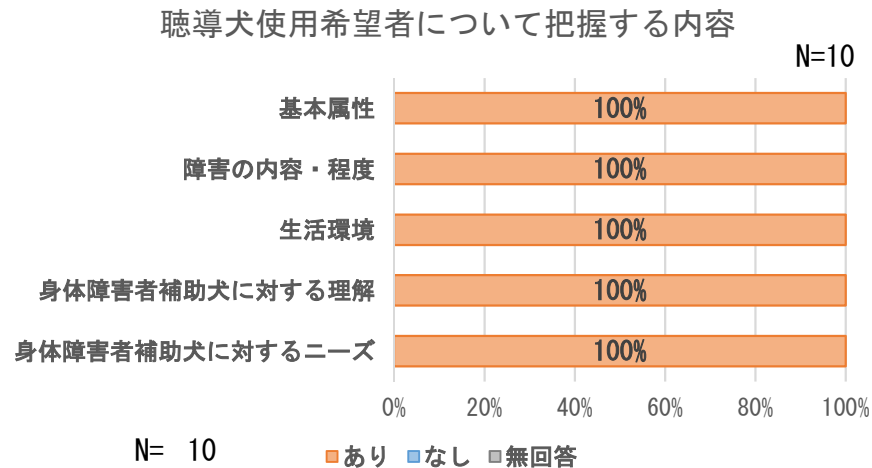
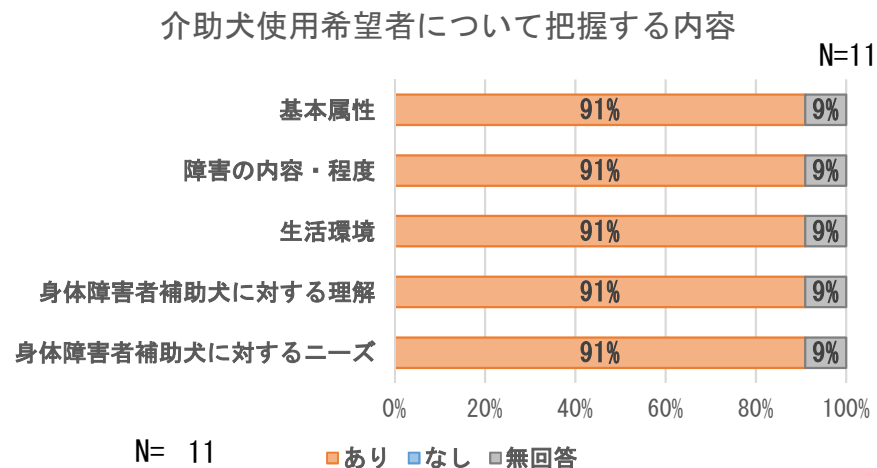
名 称	郵便番号	主たる事務所の所在地	電話番号	指定の日
(社福)横浜市リハビリテーション事業団	222-0035	神奈川県横浜市港北区烏山町1770	045-473-0666	H15.6.30
(社福)日本聴導犬協会	399-4301	長野県上伊那郡宮田村7030-1	0265-85-4615	H16.1.22
(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	467-8622	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2	052-835-3811	H16.7.21
(社福)兵庫県社会福祉事業団	651-2134	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	H16.9.15
(公財)日本補助犬協会	241-0811	神奈川県横浜市旭区矢指町1954番地の1	045-951-9221	H22.9.1
(社福)日本介助犬福祉協会	294-0221	千葉県館山市布沼1210の122	0470-28-5662	H27.1.21

訓練事業者(介助犬・聴導犬)

自治体	訓練事業者の名称	設置・経営主体	所在地	電話番号	介助犬	聴導犬
埼玉県	公益社団法人日本聴導犬推進協会	公益社団法人日本聴導犬推進協会	埼玉県ふじみ野市亀久保2201-5	049-262-2333		○
千葉県	館山総合訓練センター	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼1210-122	0470-28-5662	○	○
東京都	社会福祉法人日本聴導犬協会 東京支部	社会福祉法人日本聴導犬協会	東京都八王子市横川町772番地12	042-634-9881		○
神奈川県	特定非営利活動法人聴導犬育成の会	特定非営利活動法人聴導犬育成の会	神奈川県鎌倉市津519-1	0467-32-4042		○
神奈川県	神奈川介助犬聴導犬協会	特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	神奈川県茅ヶ崎市芹沢876-4	0467-38-5030	○	○
長野県	社会福祉法人日本聴導犬協会	社会福祉法人日本聴導犬協会	長野県上伊那郡宮田村7030-1	0265-85-4615	○	○
愛知県	介助犬総合訓練センターシンシアの丘	社会福祉法人日本介助犬協会	愛知県長久手市福井1590-51	0561-64-1277	○	
滋賀県	びわこみみの里	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	滋賀県守山市水保町165-1	077-514-9078		○
京都府	特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	京都府長岡京市友岡西畑25	075-953-1884	○	○
奈良県	日本サポートドッグ協会	特定非営利活動法人日本サポートドッグ協会	奈良県生駒市高山町8134-1	0743-79-9750	○	○
山口県	ドッグスクールSue	ドッグスクールSue	山口県山陽小野田市津布田145-5	090-9183-6901	○	
徳島県	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	徳島県板野郡板野町川端字富ノ谷口34-5	088-672-4461	○	○
福岡県	特定非営利活動法人九州補助犬協会	特定非営利活動法人九州補助犬協会	福岡県糸島市志摩井田原76番地の20	092-327-0364	○	○
千葉市	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-1831	○	
船橋市	千葉介助犬協会	特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	千葉県船橋市海神5-27-15-102	047-437-6155	○	
横浜市	社会福祉法人横浜市総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	神奈川県横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666	○	○
横浜市	公益財団法人日本補助犬協会	公益財団法人日本補助犬協会	神奈川県横浜市旭区矢指町1954番地の1	045-951-9221	○	○
横浜市	社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	神奈川県横浜市港北区高田東3-1-21反田ビル1F	045-544-8441	○	○
横浜市	社会福祉法人日本介助犬協会	社会福祉法人日本介助犬協会	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-9	045-476-9005	○	
名古屋市	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	052-835-3811	○	○
京都市	京都介助犬・聴導犬トレーニングセンター	京都介助犬・聴導犬トレーニングセンター	京都府京都市北区上賀茂北大路町2番16号	075-705-3230	○	○
京都市	京都アシスタントドッグ育成協会	京都アシスタントドッグ育成協会	京都府京都市左京区北白川仕伏町3-13	075-721-1852	○	
神戸市	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	○	○
神戸市	社会福祉法人兵庫盲導犬協会	社会福祉法人兵庫盲導犬協会	兵庫県神戸市西区押部谷町押部24	078-995-3481	○	○
西宮市	特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	兵庫県西宮市馬場町4番9号	0798-37-4649	○	
奈良市	特定非営利活動法人近畿介助犬協会	特定非営利活動法人近畿介助犬協会	奈良県奈良市小倉町1000番地	0743-84-0394	○	
岐阜市	特定非営利活動法人日本動物介護センター	特定非営利活動法人日本動物介護センター	岐阜県岐阜市藍川町1番地16	058-264-4454	○	
松山市	ドッグフォーライフジャパン	一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	愛媛県松山市三町3丁目3-26	089-906-4460	○	○
				計	24	19

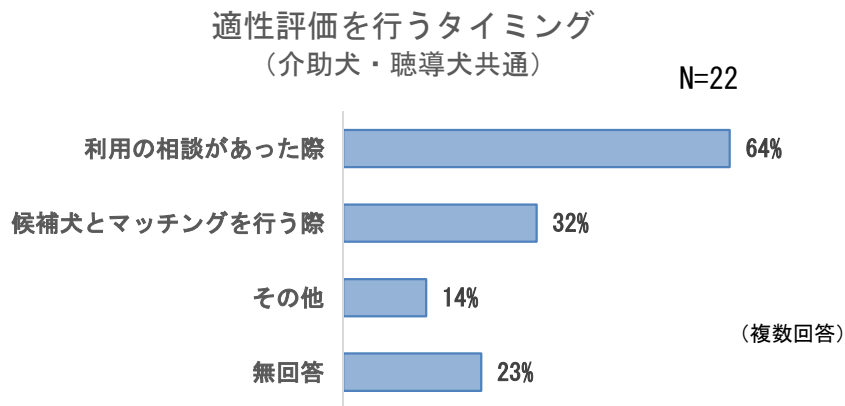
訓練事業者の状況①

①利用者の適性評価について



※基本属性…年齢、性別、家族構成等

【出典】身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究(令和3年度障害者総合福祉推進事業:社会システム株式会社) <速報>



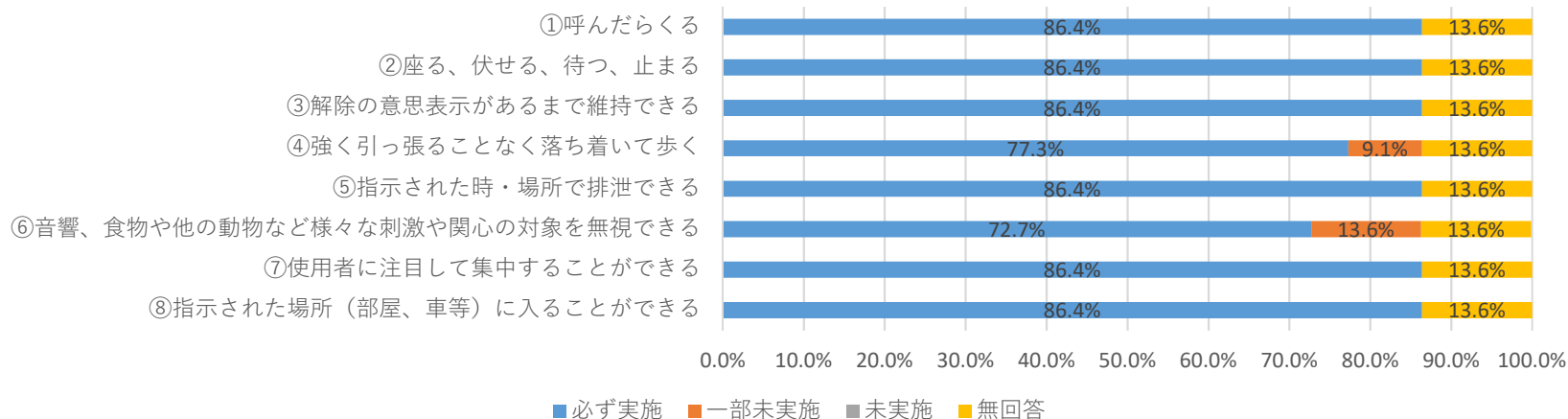
【出典】身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究(平成30年度障害者総合福祉推進事業:みずほ情報総研株式会社)

訓練事業者の状況②

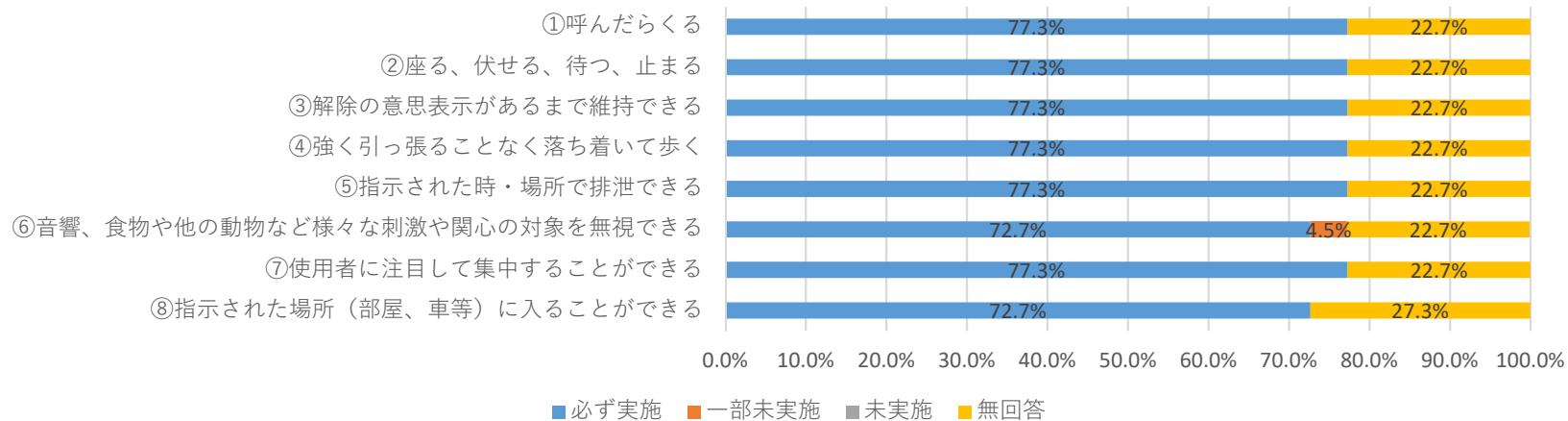
②基礎訓練の実施状況

N=22 (介助犬・聴導犬共通)

屋内での訓練



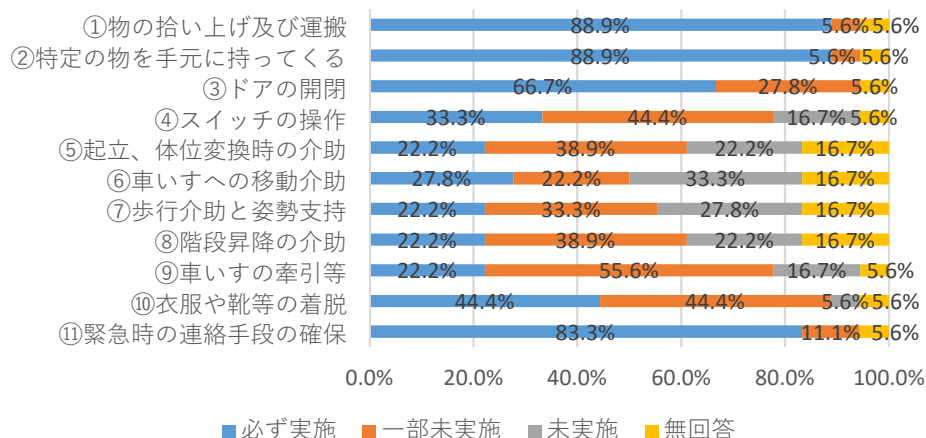
屋外での訓練



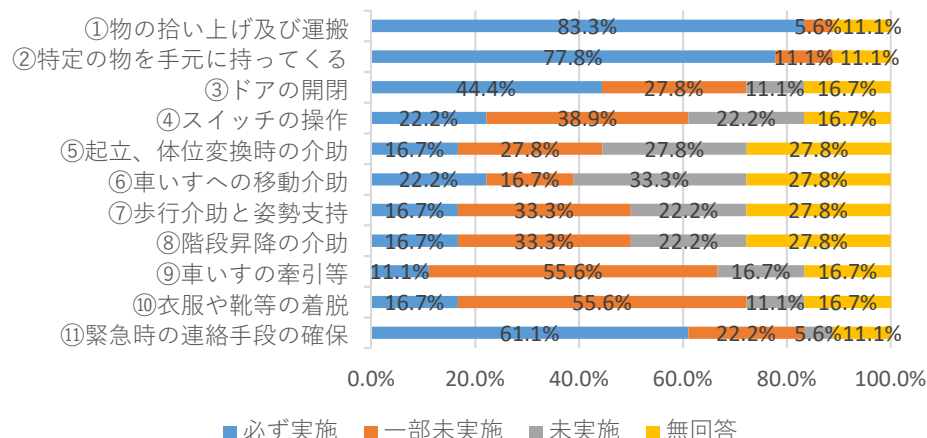
訓練事業者の状況③

③ 介助動作訓練の実施状況 N=18

屋内での訓練

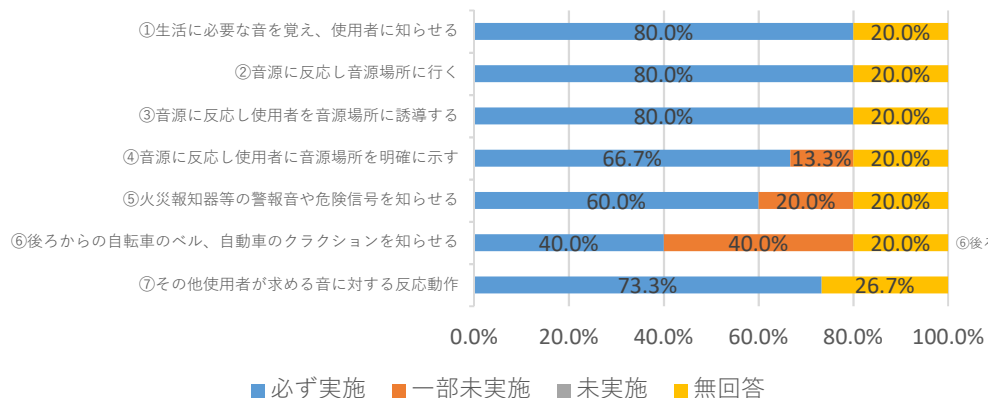


屋外での訓練

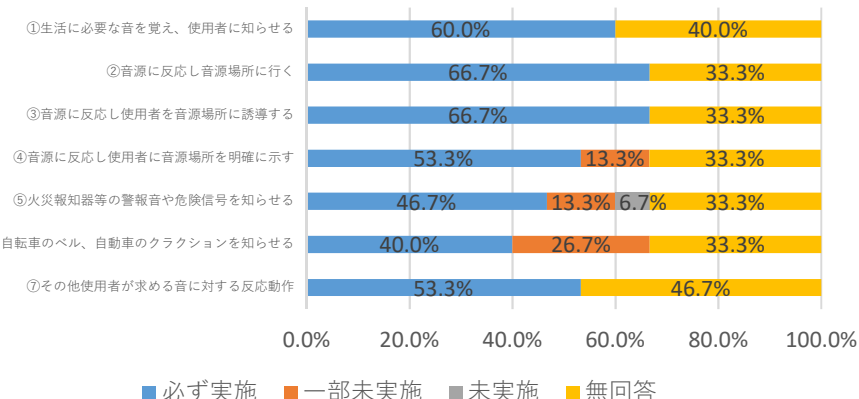


④ 聴導動作訓練の実施状況 N=16

屋内での訓練



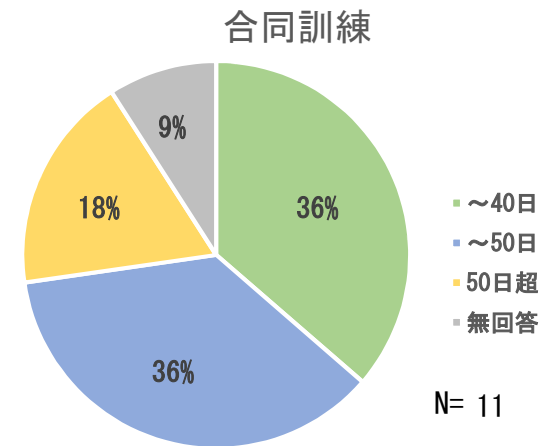
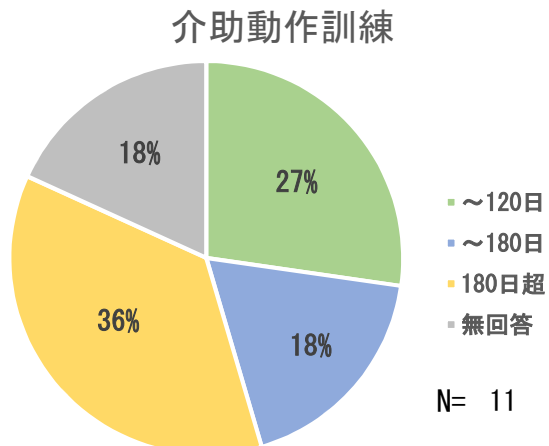
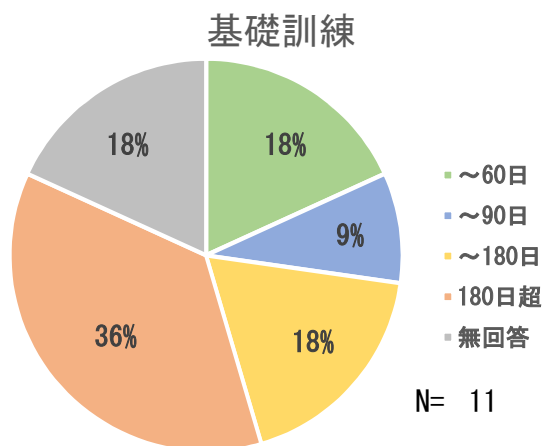
屋外での訓練



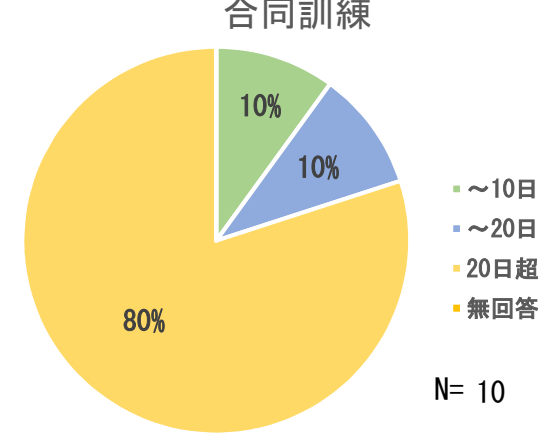
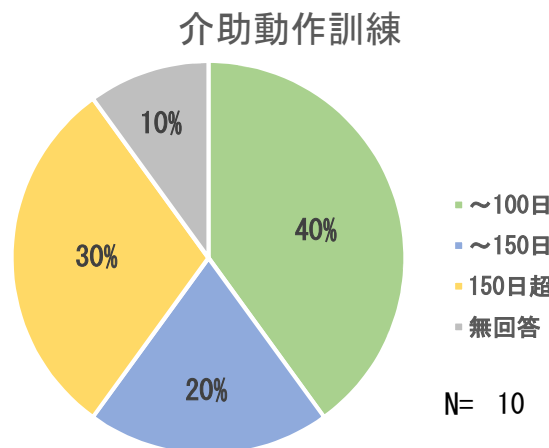
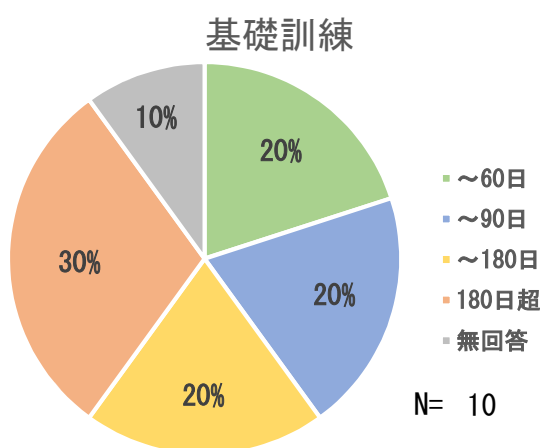
訓練事業者の状況④

⑤ 平均的な訓練日数

介助犬

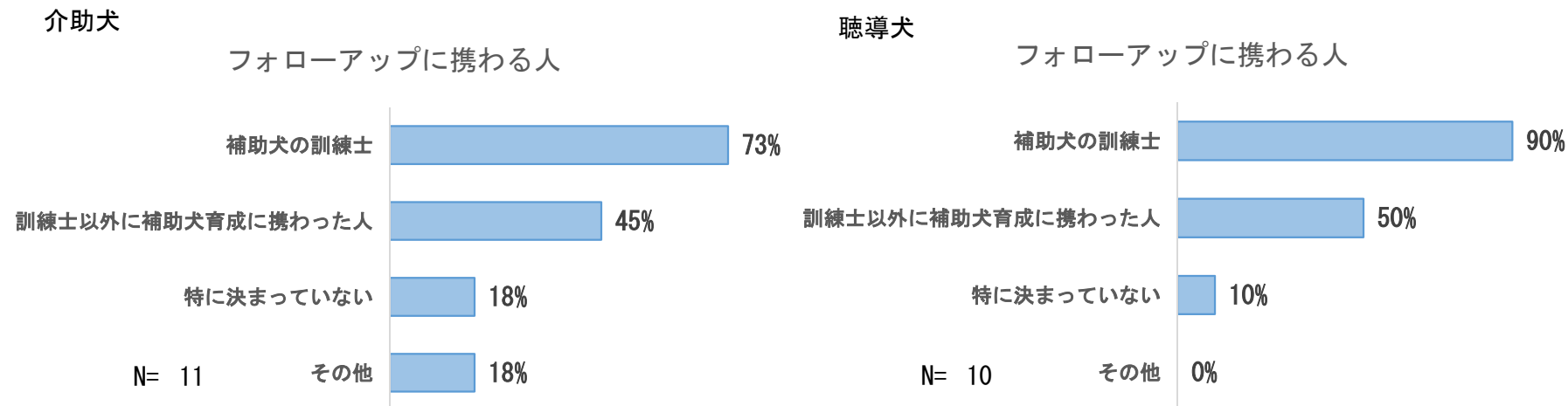


聴導犬



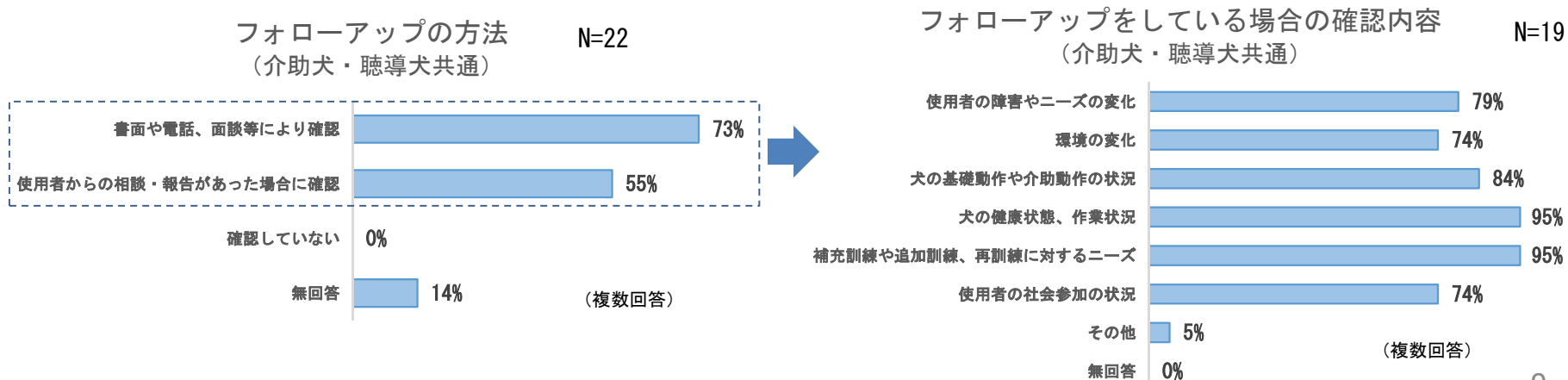
訓練事業者の状況⑤

⑥ フォローアップの実施者



【出典】身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究(令和3年度障害者総合福祉推進事業:社会システム株式会社)<速報>

⑦ フォローアップ方法、内容

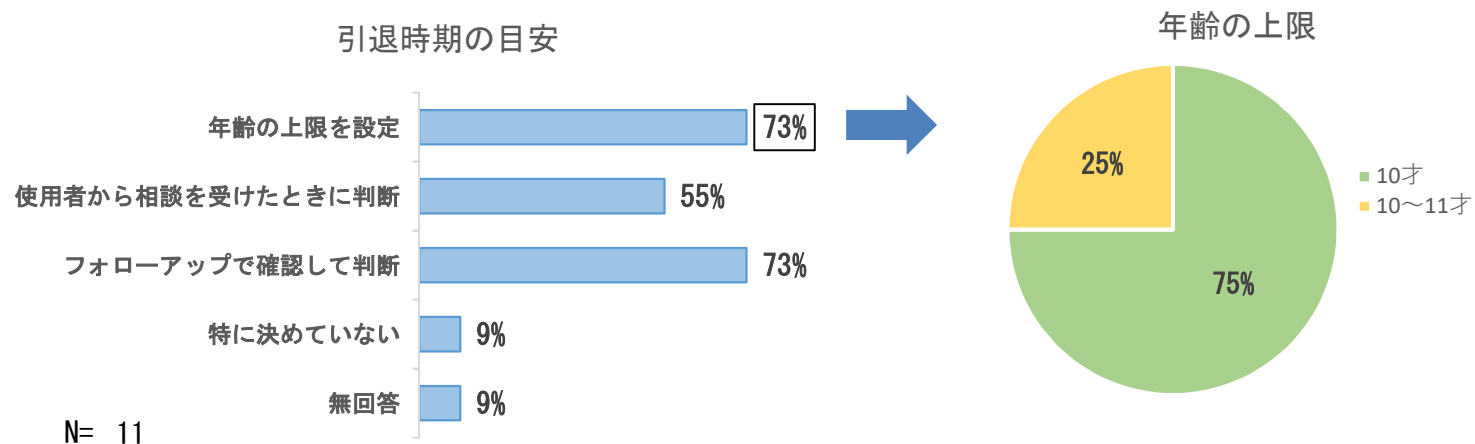


【出典】身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究(平成30年度障害者総合福祉推進事業:みずほ情報総研株式会社)

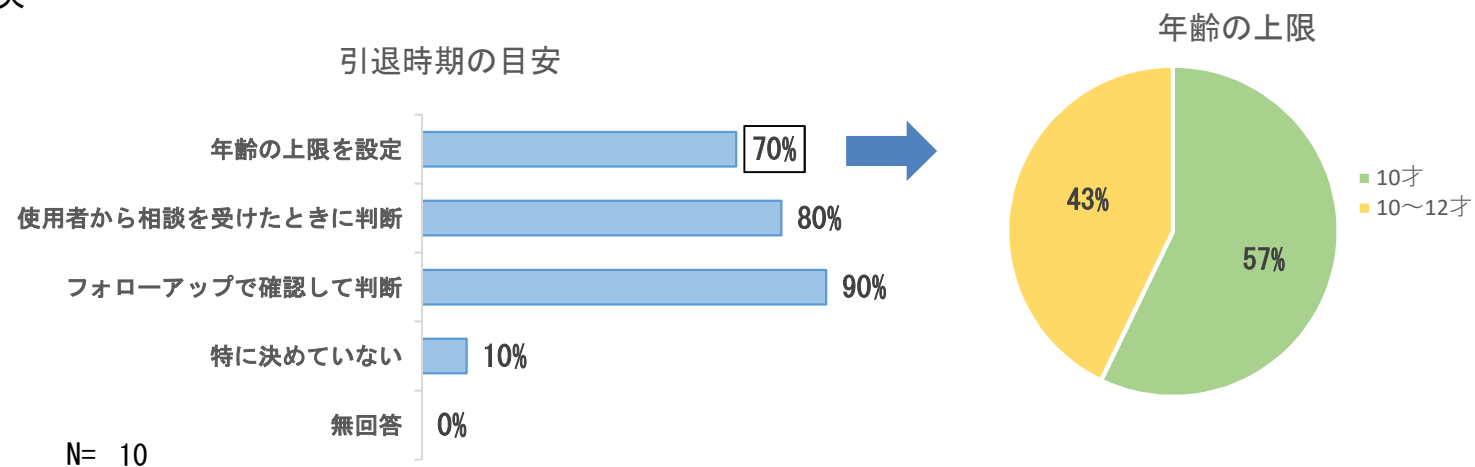
訓練事業者の状況⑥

⑧補助犬のリタイア（引退）の時期について

介助犬

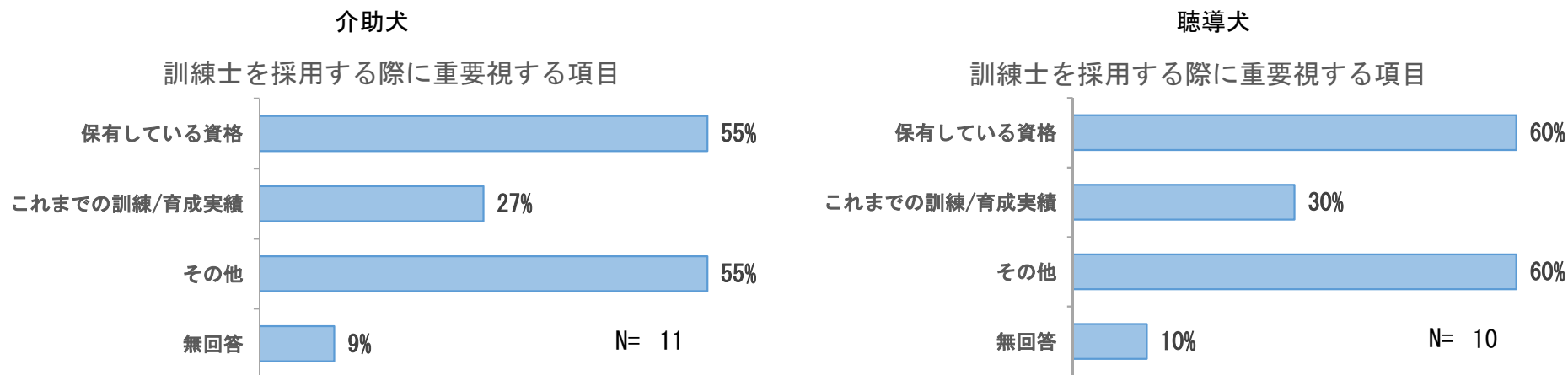


聴導犬



訓練事業者の状況⑦

⑨訓練士を任用（採用）するにあたり重視していること



※保有している資格…ドッグトレーナー、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

⑩他の訓練事業者等との連携について



訓練基準に関する主な意見①

<使用者ニーズの把握について>

- 使用希望者は補助犬によりどのような生活、社会参加をするかという視点が不足。
- 使用者と事業所の連携が不十分。使用側のニーズが伝わらないと、実働数も増えない。
- 使用者のニーズを捉え、どのような生活を構築するか等、目的を明確にしたアプローチが必要ではないか。
- アセスメントに関する研修やアセスメントシートの活用など、使用者のニーズを把握できる体制の構築が必要ではないか。
- 使用者が補助犬を使用することによる自立や社会参加に関する達成目標の基準は、明確にする必要がある。加えて、犬と暮らすことによる心理的効果などをどの程度加味すべきか議論してはどうか。

《参考》

身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会
認定要領の見直しに係るワーキンググループとりまとめ(抜粋)
令和3年10月

- 本ワーキンググループの議論においては、補助犬の使用を希望する者に対して、その生活全体を組み立てる支援が重要との意見が多くあった。

このため、指定法人における認定審査においては、使用者の自立と社会参加を促進する観点での審査も意識する必要があると明確化することが適当である。【認定要領の修正】

なお、こうした視点は、訓練事業者において、使用を希望する者からの相談段階において重要となるため、今後、議論が開始される「訓練基準の見直しに係るワーキンググループ」において十分に議論いただく必要があると考える。

訓練基準に関する主な意見②

<利用者毎の長期計画の策定、補助犬のリタイア時期について>

- 希望者のケースによっては、実際の使用に至るまで一定の時間を要するケースもあることから、円滑に利用できるようにするため、マッチングや利用期間等に関する一人一人の長期的な計画書を策定すべき。
- 育成の段階で長期的計画を提示し、認定後のフォローアップでも長期計画を使用者と共有するなど、引退の時期を認識できるようにしてはどうか。個別ケースについてきめ細かなマッチングや利用期間等、長期的な計画書の策定が重要ではないか。
- 生命倫理の観点からも使用期間や引退の時期等について適切なルールを定めることが必要ではないか。
- 獣医師等専門家を含めて、補助犬関係団体で引退時期等について検討してはどうか。

<訓練日数について>

- 介助犬の訓練時間が長くかかるのではなく、聴導犬も同期間でよいのではないか。
- 介助犬は合同訓練の日数(40日以上)が長すぎ、聴導犬(10日以上)は短すぎる。日数ではなく1日の上限を決めた時間数としてはどうか。
- 合同訓練の目安(現行:介助犬40日/聴導犬10日)について、期間の設定は問題ないという意見もあれば、聴導犬も同じ期間設定が必要と考える意見がある。
- 2頭目以降の合同訓練期間の短縮が可能ではないか。

訓練基準に関する主な意見③

<フォローアップ方法について>

- フォローアップがどのように行われているか、実態把握が必要ではないか。
- フォローアップの内容や頻度等、ガイドラインやマニュアルで定めるべきか。
- 家族や地域住民、学校や職場からの情報も必要ではないか。
- 利用者の動作能力や補助犬の使用状況等について、訓練士だけではなく、リハビリテーション専門職の参加ができればより効果的なフォローアップにつながるのではないか。

<訓練者の要件について>

- 例えば、国リハが開催している研修会への参加等、訓練士の教育システムを整理すべきではないか。
- 使用者それぞれの障害特性を理解した職員配置を定めてはどうか。

<訓練事業者間の連携について>

- 事業者間の差が生じないように、情報交換の場や共同研修が必要ではないか。
- 訓練事業者間の連携体制の構築が、訓練の質の向上のため一概に良いとも言えない。連携することが目的ではなく、訓練の質の向上、補助犬の質の向上、訓練事業者として使用者に提供するサービスの質の向上を効率的に行えるよう取り組むことが目的であり、その手段としての連携体制であるべき。
- 補助犬の指定法人が全国に7カ所だけであり、地域偏在があるため、窓口となる組織の設定など訓練事業者とのマッチング・協働できる組織づくりを全国に展開する必要がある。

訓練基準に関する主な意見④

<その他>

- 補助犬は個別性が高いところがあるが、個別性の対応を十分に損なわれないような基準を作成するのが課題。
- 訓練事業所が地域の当事者団体と協力・連携する取り組みを広げるべき。
- 訓練犬の理解や受け入れを推進していく広報や啓発活動が必要ではないか。
- 訓練士の資格制度、基準化が必要。

※ 第1回～第4回身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会における意見をとりまとめたもの。(訓練事業者・指定法人へのヒアリング(R3.1実施)結果を含む)

介助犬・聴導犬の訓練基準の見直しに係るワーキンググループで議論していただきたいこと(案)

<現状>

- 身体障害者補助犬は、平成14年に身体障害者補助犬法が成立して以降、着実に社会に浸透し、法律の目的とする身体障害者の自立及び社会参加に寄与してきたところ。
- 介助犬・聴導犬は、訓練事業者において訓練を受けた後、指定法人による認定を受けて身体障害者補助犬となるが、これらの実働頭数は、近年、介助犬、聴導犬ともに70頭前後で推移している。
- 介助犬・聴導犬の訓練を行う訓練事業者については、現在、介助犬に係る訓練事業者は24事業者、聴導犬に係る訓練事業者は19事業者となっている。

<論点(案)>

- 身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会においては、身体障害者補助犬の適正な訓練・認定の実施に資すること等を目的として、これまで5回に渡り議論を行ってきた。
- その中で訓練基準に関して、主に使用者ニーズの把握、利用者毎の長期計画の策定、補助犬のリタイア時期、訓練日数、フォローアップ方法、訓練者の要件、訓練事業者間の連携、といった点に多くの意見が寄せられたところ。
- これらについては、介助犬・聴導犬の育成に関わる者や有識者において優先的に検討が必要な事項として認識されていると考えられるが、補助犬の質の向上を図る観点からどのような方策が考えられるか。